

## 第2章

# 透析医療機関の災害対策マニュアル



## 第2章 透析医療機関の災害対策マニュアル

### 1 平常時からの準備

#### (1) 院内の災害対策体制の整備

- 院内に災害対策委員会等を設置して、施設の災害対策を一元的に検討決定できるようにします。委員会は定期的を開催し、防災意識の共有、患者及び職員の教育などを行うとともに、委員会での決定事項は全職員に周知して、日頃から防災意識を高めておきます。
- 事業継続計画（BCP）を策定し、災害時に優先して遂行する業務を事前に決めておき、限られた人員、資源を効率的に投入できるようにしておきます。また、施設ごとに透析中止の判断基準を決めておきます。
- 災害時の対応をまとめたマニュアルを作成し、防災訓練の実施、施設及び設備の定期的な自己点検を行います。

#### (2) 緊急時の施設内連絡網の整備

- 災害発生時に直ちに必要とする職員参集のため、緊急連絡網を整備しておき、管理者や医師、スタッフ等必要な職員について、携帯電話などの連絡手段を確保しておきます。
- 医療機能を維持するために必要な電気、水、燃料、食料などの調達先や関係機関（県、市町村、医師会、消防機関など）の連絡先を確認しておきます。
- 災害用伝言サービス（伝言ダイヤル171、伝言板web171など）についても、災害時に活用できるよう、体験利用等を実施して準備をしておきます。

#### (3) 患者との連絡方法の確認

- 透析医療機関は透析が実施可能か否かを知らせるために、患者の緊急連絡先を把握しておくことが大切です。本人のみならず、家族との連絡方法に関しても把握しておくことが必要です。
- 患者から透析医療機関への連絡ができるように、緊急時の連絡方法について知らせしておきます。

#### (4) 自己管理のための患者指導

- 災害時には透析不足となることが十分予測されるため、日頃から体重や食事管理、薬の内服など自己管理を適切に行えるように患者を指導しておきます。
- かかりつけ医以外で透析を受ける場合に備えて、緊急医療支援手帳等を携帯し、最新の情報にするよう伝えておきます。

#### (5) 協力医療機関の確保

- 各透析医療機関は、災害時に透析が不可能になった場合に備えて、透析医療機関と災害時の透析医療について、相互の応援、協力体制について予め確認しておくことが必要です。
- 災害時の協力医療機関については、患者にも情報提供しておきます。

#### (6) ライフラインの点検と確保

- 平常時から、医療機関の維持に必要な透析機器や、電気、水道などの施設・設備の点検を定期的実施しておきます。
  - 水道事業者や電力会社等の担当部門と相談し、透析用の水、電気等の確保の方法を確認しておきます。
  - 災害時にも動作可能な情報伝達手段の確保に努めます。
- (7) 透析装置等の転倒防止、緊急処置用品等の配置
- 透析装置等の転倒や揺れによる損傷を防止するために、床面にアンカーボルト等で固定します（透析用監視装置などキャスターの場合は、フリーにしておきます。）。さらにベッドはロックを掛けて移動を防止します。
  - 透析用給水に用いられる塩化ビニル管は破損しやすいので、接続部分をフレキシブル管へ変更する等の対処をしておきます。
  - 透析中の災害発生時に透析機器からの離脱が必要な場合に対して、緊急に離脱するための備品を確保し、ベッドサイドに常時設置しておきます。これらの備品を日頃から整備しておきます。
  - 透析患者の透析室からの避難時には、救急処置物品（血圧計、ガーゼ、ばんそうこう、救急薬品等）を整備し、持ち出し可能としておきます。また、拡声器など円滑な伝達手段を用意しておきます。
  - 患者の移送に備えて、可能であれば規制除外車両を準備しておきます。
- (8) 医薬品・医療用器材等の備蓄
- ダイアライザー・回路等の透析器材、透析液、透析に必要な医薬品について、可能な限り一週間分の備蓄に努めるようにします。
  - 災害発生時の医薬品、医療用機器材等の調達方法について、取引先など卸会社または薬局等とあらかじめ必要な調整を行っておき、緊急時の対策を講じておきます。
- (9) 要配慮者・避難行動要支援者への支援
- 視力障害や歩行障害等合併症のために、平常時においても通院に介護が必要であるなど、災害時の行動が著しく制約される患者に対しては特に配慮します。
  - 患者の介護者の連絡先等を確認しておくとともに、災害時の安否確認の方法、介護者の確保等の対応について、患者及び家族と十分打ち合わせをしておきます。
- (10) 腹膜透析（PD）患者への対応
- PDは通常月1、2回程度の通院のほかは、在宅で行う治療法であるため、各透析医療機関は実情に応じて通院時の患者指導のほかに、腹膜透析液（PD液）などのPD物品を患者宅に納品する業者との情報交換を行い、物品の供給に支障を来さないように協力体制を確保します。
  - 患者に対し、器材業者との間で災害時にも連絡が取れるように指導しておきます。

## 2 災害発生時の対応（被災地内医療機関）

### 2-1 患者の保護

#### (1) 患者の安全確保

- 地震で揺れの続く間は、患者に針が抜けないように血液回路（チューブ）をしっかり握り、ベッドの柵につかまって、振り落とされないようにすることなどを伝えておきます。
- 透析従事者は、揺れの続く間は自らの安全を確保するように努めます。パニックを起こしそうになっている患者に対しては、状況に応じて患者に寄り添うなど、落ち着かせるようにします。
- 透析中止、患者避難などが必要かつ確に判断し、明確に指示します。
- 被害状況を説明するなど、患者に情報を与えるようにします。
- 勤務している職員で分担し、在院患者の安全確認を行います。
- 負傷者が発生していれば、重症度に応じてトリアージを行い、緊急性の高い処置を最優先します。

#### (2) 患者の緊急避難

- 建物の倒壊や火災・有毒ガスの発生、津波の来襲等により、患者を緊急に避難させる場合は、あらかじめ定めている避難計画に基づき、迅速に安全な場所に避難させるようにします。

### 2-2 自医療機関内の体制の確認

#### (1) 職員の参集

- 勤務時間中に災害が発生した場合には、在院している職員（医師、看護師、臨床工学技士、事務職員等）の受傷等の被害状況を確認し、勤務可能な人員を職種別に把握します。
- 勤務時間外に災害が発生した場合には、緊急連絡網などにより職員に連絡し、家族の安全確認後、必要に応じて参集するよう指示します。

#### (2) 建物・施設等の点検

- 施設の建物及び水道、電気、ガスなどのライフライン関連設備の被害状況を把握するとともに安全確認を行います。
- 透析機器、電話、インターネットなどの通信機器等の作動状況を直ちに確認します。透析設備、機器類の故障や転倒などは、メンテナンス業者などに連絡をとり、すみやかな復旧に努めます。
- 故障が発生している場合には、メンテナンス業者などに連絡をとり、すみやかな復旧に努めます。
- 診察室、検査室など、各室毎に被害状況を把握するとともに、使用可能状況を確認します。
- 医薬品、医療器材の使用可能状況を確認し、不足する場合は、日頃から提携している業者や市町村、県に提供を依頼します。

#### (3) ライフライン関連被害状況等の把握

- 透析医療機関としての医療機能を維持するのに必要な電気、水、燃料等の被害状況、回復の可能性等を把握します。
  - 修理が可能な箇所については自力の復旧を試みます。
  - 水道、電気等ライフラインの供給が停止等に陥っている場合は、市町村や各供給事業者から復旧の目途について、「おかやま防災ポータル」などで情報収集し、応急支援について要請します。
- (4) 周辺被害状況の把握
- 施設の周辺地域及び当該市町村内の被害情報等を収集し、周辺地域の被災状況を把握します。
  - 周辺道路等の被害状況を把握し、通行可能かどうかを確認します。
  - 周辺の建物崩壊や火災延焼等の危険がある場合などは、施設内患者・職員を避難させるようにします。
- (5) 情報収集・伝達手段の確認
- 関係機関との連絡手段として、電話、ファクシミリ、インターネット等の被害状況を確認します。
  - 県や市町村、消防機関等の関係機関、日頃から提携しているメンテナンス業者等へ迅速かつ確実な通信手段の確保に努めます。
- (6) 透析可否の判断
- 職員参集状況や施設・設備などの被害状況・復旧の可能性を勘案し、透析医療の可否を判断します。
  - 透析医療が可能な場合には、現患者数、被害状況、受け入れ可能患者数などを、不可能な場合には、緊急に透析を必要とする患者数、その通院手段、復旧見通しなどを整理します。
  - 透析医療の可否、今後の透析予定、必要に応じて周辺の受け入れ機関について、患者へ連絡します。
- (7) 中国5県透析災害対策WEBへの登録
- 透析医療の可否、復旧の見通し等の自施設の情報を、中国5県透析災害対策WEBに登録します。特に透析が不可能な場合は協力医療機関や周辺の透析可能・受け入れ可能施設の情報を中国5県透析災害対策WEBから入手して、可能なら受け入れ可能施設に連絡した上で、患者の透析継続を依頼します。
  - 日本透析医会災害時情報ネットワークにも必要に応じ登録し、広域災害・救急医療情報システム参加医療機関は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）に被災状況や受入可能人数などを入力し、関係機関と情報を共有します。
  - インターネット、電話、ファクシミリ等が不通または混み合っている場合は市町村、県に報告する等、可能な限り報告が途絶することのないように努めます。

## 2-3 透析医療の実施

### (1) 透析が可能な場合

- 大規模な災害が発生した場合、多くの透析施設が被災する可能性があるため、透析可能な施設には被災地内の患者が集中することも考えられます。
- 患者には無用な不安を与えないように正確に状況を伝えます。
- 透析を求めて来院した患者には、施設の能力と患者の緊急性を検討した上で、適切な透析医療を行います。また、緊急性がない場合や施設の能力を超える場合には、代替医療機関を紹介し、必要に応じて搬送など患者移動の便宜を図ります。
- 一人あたりの透析時間を短縮するなどして、できるだけ多数の患者の透析を効率よく行うようにします。
- 患者が帰宅する場合には、家族との連絡や帰宅途上の交通手段等を考慮し、危険防止に努めます。

### (2) 透析が不可能な場合

- 中国5県透析災害対策WEB等からあらかじめ決めておいた協力医療機関に連絡するか、日本透析医会災害時情報ネットワーク等から代替医療機関の情報を入手し、できるだけ被災地外で、かつ患者と家族の利便性を考慮した上で、患者に代替医療機関の紹介等、必要な指示を行います。また、代替医療機関に対して、必要な患者情報を伝達します。
- 日本透析医会災害時情報ネットワーク等内での受入調整が困難な場合は、岡山県医師会透析医部会へ連絡し、支援を要請します。
- 要請を受けた岡山県医師会透析医部会は、再度調整を行い、県内での透析医療の確保が困難な場合は、県へ連絡します。
- 透析医療の再開の時期など、今後の見通しについて患者に伝えます。
- 透析医療を再開する場合は、関係機関、代替医療機関及び患者に伝えます。

### (3) 腹膜透析（PD）患者への対応

- PDを実施している医療機関は、患者の安否を確認するとともに、必要な指示を行います。
- 腹膜透析液（PD液）と用具等の確保や提供を透析液製造販売会社と緊密に連携し、行います。

## 3 災害発生時の対応（被災地外医療機関）

### (1) 透析患者受け入れに向けた連絡調整

- 被災地外の医療機関は、患者の受け入れ可能人数などを、中国5県透析災害対策WEB及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等に入力し、関係機関と情報を共有します。

### (2) 被災地内患者の受け入れ体制の整備

- 職員の勤務体制を緊急時の勤務体制に切り替えます。
- 日頃の備蓄に加え、水、医薬品、医療器材等の在庫を確認し、十分に確保

します。

- 可能な限り被災医療機関、患者及び行政機関などと連絡が途絶えないように通信手段を確保します。

(3) 被災地内患者の受け入れ

- 1日の透析回数を増やしたり、一人あたりの透析時間の短縮などを行い、できるだけ多くの患者を受け入れます。
- 緊急医療支援手帳等から透析条件をよく確認し、適切に対応します。
- 適宜、患者の受入状況等を中国5県透析災害対策WEB等に入力します。
- 患者が一時的に集中して受け入れ可能人数を超えてしまい、他の透析医療機関による支援が必要となった場合は、岡山県医師会透析医部会へ連絡します。